

Lアラート基本要綱とLアラートサービス利用規約の改定(案)

平成 28 年 11 月 25 日

F M M C

1. 改定のポイント

- ① 平成 27 年 4 月 1 日の改定での修正漏れの修正
- ② 新たに追加された機能の Lアラートサービス利用規約および細則への記載

2. 改定の内容

修正 項番	修正理由	修正案
1.	平成 27 年 4 月 1 日の改定で、Lアラート基本要綱で第 8 条の中間伝達者の記述を削除したが、第 10 条に中間伝達者の文言が残っている	「情報伝達者および中間伝達者」を「情報伝達者」とする。 (別紙 1 参照)
2.	平成 28 年 5 月 19 日から気象庁の「噴火速報」の配信を開始している。	取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則表 1 情報種別に追記する。 (別紙 2 参照)
3.	コモンズエディタ 2 の提供を平成 28 年 4 月 21 日から始めている。	規約別紙 1 1 項 6)提供するソフトウェアにコモンズエディタ 2 を追記する。 (別紙 3 参照)

3. 改正および施行予定日

改正 平成 28 年 12 月 1 日

施行 平成 29 年 1 月 4 日

現文	修正文
<p>第10条 情報の編集と伝達</p> <p>情報伝達者および中間伝達者は取得した情報を伝達するにあたって、情報の採否と、伝達者としての使命を遂行するに相応な情報の形式や内容等の編集を、自主自律的な判断に基づいて行う権限を有することを確認する。</p>	<p>第10条 情報の編集と伝達</p> <p>情報伝達者は取得した情報を伝達するにあたって、情報の採否と、伝達者としての使命を遂行するに相応な情報の形式や内容等の編集を、自主自律的な判断に基づいて行う権限を有することを確認する。</p>

表 1:情報種別

項目	内容
避難勧告・指示情報	地方公共団体の発する避難準備、勧告、指示情報、及び警戒区域の情報
避難所情報	地方公共団体の発する避難所に関する情報
一時滞在施設情報	地方公共団体の発する帰宅困難者向け施設に関する情報
災害対策本部設置状況	地方公共団体の発する災害対策本部設置に関する情報
被害情報	地方公共団体の発する被害情報
お知らせ	災害時及び平時に地方公共団体やライフライン事業者、鉄道事業者等が発するお知らせ情報
イベント情報	イベントに関する情報
水位周知河川	水位周知河川における、はん濫警戒情報
河川水位情報	河川の水位観測情報（新規の情報発信の受付を終了しました。）
雨量情報	雨量の観測情報（新規の情報発信の受付を終了しました。）
潮位情報	潮位の観測情報
気象特別警報・警報・注意報	気象庁の発する気象特別警報・警報・注意報
気象警報・注意報	気象庁の発する気象警報・注意報 当面、気象特別警報・警報・注意報と並行運用
土砂災害警戒情報	気象庁の発する土砂災害警戒情報
指定河川洪水予報	気象庁の発する指定河川洪水予報情報
津波警報・注意報・予報	気象庁の発する津波警報・注意報・予報
津波情報	気象庁の発する津波情報
沖合の津波観測に関する情報	気象庁の発する沖合の津波観測に関する情報
記録的短時間大雨情報	気象庁の発する記録的短時間大雨情報
竜巻注意情報	気象庁の発する竜巻注意情報
震度速報	気象庁の発する震度速報
震源に関する情報	気象庁の発する震源に関する情報
震源・震度に関する情報	気象庁の発する震源・震度に関する情報
地震の活動状況等に関する情報	気象庁の発する地震の活動状況等に関する情報
地震回数に関する情報	気象庁の発する地震回数に関する情報
顕著な地震の震源要素更新のお知らせ	気象庁の発する顕著な地震の震源要素更新のお知らせ
噴火警報・予報	気象庁の発する噴火警報・予報
噴火速報	気象庁の発する噴火速報
国民保護情報	J-Alert 経由で発せられる国民保護に関する情報
緊急速報メール	Lアラートを介して緊急速報メールを発信する際の情報種別 発信専用

6) 提供するソフトウェア

項目	内容
コモンズエディタ ^{*1}	・ Lアラートに情報を発信するためのソフトウェア
<u>コモンズエディタ2^{*2}</u> (お知らせ専用)	・ <u>Lアラートに情報を発信するためのソフトウェア</u> (<u>お知らせ情報のみを発信することができる。</u>)
コモンズビューワ ^{*3}	・ Lアラートから情報を受信、参照するためのソフトウェア
ノードシステム ソフトウェア	・ Lアラートのノードシステムのソフトウェア ・ 利用者設置ノードを構築する場合に提供します

*1 : 動作環境については、コモンズエディタ利用ガイド(導入編)を参照してください。

*2 : 動作環境については、コモンズエディタ2利用ガイドを参照してください。

*3 : 動作環境については、コモンズビューワ操作マニュアルを参照してください。